

利府町社会福祉協議会

生活安定資金貸付事業

利府町に居住する低所得世帯(被保護世帯を含む。)を対象として少額な生活資金の貸付を行い、その世帯の自立更生を援助し、生活の安定を図ることを目的としています。

- 貸付限度額 : 1世帯50,000円以内(無利息)
- 返済方法 : 1ヶ月ないし2ヶ月の返済猶予期間経過後、
一括返済又は、分割返済
(返済期間1年以内)
- 借入申込者 : 生計中心者(世帯への貸付のため)
- 借入条件 :
 - ・貸付により生活の安定が見込まれる方
 - ・返済の見込みがある方
- 留意事項 :
 - ・連帯保証人1名必要となります。
 - ・担当民生委員の署名が必要となります。

ご利用検討、相談等は利府町社会福祉協議会へご連絡ください。
※被保護世帯の方については、事前に利府町地域福祉課又は保健福祉事務所へご相談ください。



問合せ先 : 利府町社会福祉協議会
利府町青葉台1-32
022-356-9060